

# 国内商品先物取引 取引ガイド

## 契約締結前交付書面

プレミア One(オンライン+対面取引)

プレミア *One*

2017年6月

プレミア証券株式会社

---

---

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、当社とお客様が商品先物取引契約を締結しようとするときに、お客様に対し、あらかじめ交付することが義務付けられているものです。

この書面には、商品先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されております。商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。また、ご不明な点は、お取引開始前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

当社が取扱う商品先物取引は、取引所取引による商品先物取引で、対象の商品を将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。

商品先物取引は、多額の利益を得られることもある反面、預託すべき証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性を合わせ持つ取引です。従いまして、取引を開始する場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握をすることが肝要です。

また、リスクには、相場変動によるリスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社の信用リスク等がありますので、ご自身の判断と責任において取引を行って下さい。

目 次

重要事項	4
1. 契約の概要	5
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	6
商品先物取引とは	
建玉の値洗い	
3. 適合性の原則	7
4. 取引の手続きについて	9
5. 証拠金について	11
証拠金の事前預託	
証拠金所要額	
受入れ証拠金の総額	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託	
< 証拠金不足（総額の不足額と現金不足額） >	
証拠金の預託方法	
証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
6. 手数料	13
7. 決済方法	13
8. 契約終了の事由	14
9. 租税の概要	14
10. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	14
11. 当社の概要	15
12. 個人情報の収集および利用目的	16
13. 当社の自己の計算による商品先物取引	16
14. 商品先物取引に関する主要な用語	16
取引要綱	18
勧誘方針	19
個人情報保護宣言	20
個人情報の利用目的	21

## 重要事項

商品先物取引は、商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。さらに、お客様が預託する証拠金の額に比べて取引金額が大きいいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは、売買枚数に応じて手数料（決済時に往復分）を徴収します。

取引所または当社のいずれかのシステム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等さまざまな原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。また、何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は、一切の注文等の取引が行うことができないリスクがあります。

万が一、当社または取次先会社（以下、「当社等」という。）が破産する等の事態が生じた場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は株式会社日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても、日本商品委託者保護基金への分離預託により、保全措置を行っています。したがって、万が一、当社等が破産手続き開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じて、お客様の資産の返還を受けることができます。

この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより 1 千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

## 1. 契約の概要

この契約に基づく取引は、「株式会社東京商品取引所」（以下「取引所」といいます。）における国内商品先物取引です。当社の取扱商品は、取引所に上場している商品です。各商品の取引単位や限月、取引時間等につきましては、後述「取引要綱（取扱銘柄一覧）」及び当社ホームページ（<http://www.premiere-sec.co.jp/>）をご覧ください。

株式会社東京商品取引所 <a href="http://www.tocom.or.jp/">http://www.tocom.or.jp/</a> 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番地7号 電話 03-3661-9191
--

### 商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね5～60倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターン取引です。また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

### 商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて委託手数料（決済時に往復分）を徴収します。手数料の額については、別紙「委託手数料一覧」をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、決済時にはそれぞれの建玉について委託手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

### 取引に関する制限

- ① 注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。ご注文をいただいても、商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。
- ② お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。
- ③ 商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。
- ④ 当社では当社が別途定める銘柄以外の現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、建玉の決済は反対売買による差金決済によります。

- ⑤当社では値洗益の出金は行っておりません。
- ⑥商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、建玉が処分されることがあります。
- ⑦お取引いただく資金が、マネーロンダリングや反社会的勢力に関連するものと判明した場合、もしくは強い疑義が生じた場合は、取引をお断りするか、建玉の処分や取引の中止を求める場合があります。
- ⑧万が一、当社等が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

### **お客様の資産の保全**

お客様から差入れを受けた証拠金は、当社の取次先会社を介して株式会社日本商品清算機構に預託され、当社の資産とは区別して管理されます。また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金への分離預託により、保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社等が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払不能と取扱われる等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または株式会社日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本商品清算機構 <a href="http://www.jcch.co.jp/">http://www.jcch.co.jp/</a> 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番地7号 電話 03-5847-7521 日本商品委託者保護基金 <a href="http://www.hogokikin.or.jp/">http://www.hogokikin.or.jp/</a> 東京都中央区日本橋人形町3丁目8番地1号 電話 03-3668-3451
--

## **2. 商品先物取引の基礎**

### **商品先物取引とは**

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、

取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。

- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。(差金決済)

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね 1.5～20%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。(証拠金取引)

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

### 建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段のこと。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「評価損益」と言います。値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。(証拠金の詳細については後述します。)

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社の取引画面や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握するようにしてください。

## 3. 適合性の原則

### お客様の属性の的確な把握

商品先物取引法では「適合性の原則」が定められており、その条文には「商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる



勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。」とあります。具体的には、取引を勧誘するお客様の申告に基づき、氏名、住所、生年月日、職業、収入、資産の状況、投資可能資金額、商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無およびその程度、商品取引契約を締結する目的等について、情報収集させていただきます。

### **投資可能資金額の設定**

「投資可能資金額」とは、お客様が商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（委託手数料を含みます。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額のことです。お客様においては、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解し、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することのないよう、自らの判断にて申告していただく必要があります。

※当社では、適合性の原則に照らして、投資可能資金額を超える新規建玉を制限しております。

投資資金可能額の増額を希望される場合、再度、お客様からの変更依頼の申告と当社の社内審査が必要になります。

### **適合性の原則に照らして不相当と認められるお客様の属性の把握**

次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘であるとされています。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方に対する勧誘
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方に対する勧誘
- ③ 破産者で復権を得ない方に対する勧誘
- ④ 商品先物取引を借入れにより行おうとする方に対する勧誘
- ⑤ 損失が生ずるおそれのある取引を望まない方に対する勧誘
- ⑥ 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方に対する勧誘

### **適合性の原則に照らして不相当と認められるおそれのあるお客様の属性の把握**

次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘であるとされています。但し、お客様より書面による申出を受け、当社の社内審査手続きにおいて厳格に審査したうえで承認した場合、直ちに適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘ではないとされています。

- ① 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計をたてている方（例えば、年金等の収入が収入全体の過半を占めている方）に対する勧誘
- ② 一定以上の収入（年間500万円以上）を有しない方に対する勧誘
- ③ 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引を継続する行為を含む）
- ④ 高齢者（満75歳以上の方）に対する勧誘



- ⑤ 過去に一定期間以上（直近3年以内に延べ90日以上が目安）デリバティブ取引の経験がない方に対する勧誘

#### デリバティブ取引未経験者の保護措置

過去に一定期間以上（直近3年以内に延べ90日以上が目安）にわたり、デリバティブ取引の経験がないお客様に対しては、商品先物取引の仕組み・リスク、その他のルール等を十分に説明し、理解していただいたうえで、商品先物取引の勧誘を行います。また、最初の取引を行った日から起算して3ヵ月間の保護措置期間を設け、その期間に一定取引量（建玉時に預託する取引証拠金等の額が投資可能資金額の3分の1となる水準を目安とします。）を超える取引の勧誘は、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に該当するため、取引量を制限させていただきます。

なお、保護措置期間中であっても、お客様が一定取引量を超える取引を希望するとき、自書による変更の申出書を提出することはできます。当社において、お客様が商品デリバティブ取引に習熟していると客観的に確認でき、かつ保護措置が設けられていることを理解している場合に限り、保護措置期間の短縮、取引量の制限等を見直すことがあります。

#### 4. 取引の手続きについて

ここでは、商品取引契約の締結について、プレミア One（オンライン+対面取引）サービスをご利用になるお客様を対象とした基本的な手続きを説明します。

##### (1) 商品取引契約(口座開設)までの流れ

- ① 「契約締結前交付書面」（本書面）「商品先物取引の説明書」「国内商品先物取引 取引規程」「受託契約準則」「インターネット取引約款」等を交付いたします。本書面等の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。
- ② 当社の担当営業員が商品取引契約の説明をいたします。ご不明の点がある場合には担当者にご質問いただき、契約の前に必ずご確認ください。
- ③ 商品先物取引の理解度アンケートやリスク等確認書を十分ご理解のうえ、ご署名・ご捺印ください。また、「口座開設申込書兼確認書兼同意書兼届出書兼申出書」にお客様情報をご記入ください。特に、生年月日、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。
- ④ 「犯罪収益移転防止法」に基づく取引時確認（本人確認）を行いますので、運転免許証等の本人確認書類の写しを当社に郵送していただくか、あるいは担当営業員にご提示のうえ、その写しをお渡しください。また、個人口座の場合にはマイナンバー（個人番号）、法人口座の場合は法人番号を提出いただきます。但し、個人番号は当社が定める方法により、当社宛に郵送をお願いしております。当社では営業員がお客様から直接個人番号を受け取ることを禁じております。

※当社において、既に他の取扱商品で本人確認書類及び個人・法人番号を提出していただいている場合、確認書類が有効期限内で、かつ住所移転等がなければ、再度提出していただく必要はありません。

- ⑤ご記入いただいたお客様情報をもとに、口座開設の適否について審査を行います。審査の過程において、電話又は面談の方法により、当社の管理部門からお客様の商品先物取引の理解度等を再確認させていただきます。
- ⑥審査の終了後、「商品先物取引の危険性を承知したうえで、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨が記載された「約諾書・通知書」に、ご署名・ご捺印ください。当社にて当該書面の受領確認をもって、お客様に取引システムのログイン情報（ID・パスワード）を、郵送させていただきます。

※審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますが、その場合の理由は開示しておりませんので、あらかじめご了承ください。

## **(2) 取引の開始から終了までの流れ**

- ① お客様が取引を開始するために必要な証拠金額を当社に預託してください。当社にて入金を確認した後に、お客様の取引システムに証拠金額を反映させます。
- ② ご注文は、当社（担当営業員）に電話をいただくか、もしくは当社ホームページより、取引システムにログインしていただきお取引いただけます。電話注文の際には、商品名、限月、売付け／買付けの別、新規／仕切りの別、枚数、注文の種類（指値／成行等の別）、約定条件を担当者にお伝えください。
- ③ いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、その旨をご連絡します。
- ④ 注文が成立した場合には、担当営業員もしくは取引システムにてご確認ください。また、「取引報告書」（原則として電磁的交付）の内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合には直ちに当社業務部（電話 03-5652-3801）までご連絡ください。
- ⑤ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑥ 評価損益が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合には電話等にてご連絡をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限までにご入金ください。
- ⑦ 東京商品取引所では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（CB）制度が設けられています。取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。CB制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。CBの設定幅等については、東京商品取引所のホームページをご参照ください。
- ⑧ 毎月初めに、前月末時点の「残高照合通知書」を送付いたします。記載内容を確認し、

相違の有無について同封の回答書により必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。

- ⑨ 受渡しを行わない場合は、指示日までに仕切注文により差金決済を行ってください。取引結果の損益が計算され、売買差損益金から手数料等を差し引いた額を預り証拠金に加減します。
- ⑩ 建玉の維持に必要なない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には当社にご請求ください。お客様から請求のあった日から4営業日以内にご返還致します。

※取引開始後、お申込時に記入いただいた事項に疑義が生じた場合、当社より必要な事項に対し照会をさせていただきます。照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合には、取引開始後であってもお客様の建玉をお客様の計算においてすべて決済させていただき、今後の取引を停止させていただく場合がございます。なお、取引所や当社の定める建玉の限度を超えた取引や不公正な取引等と当社が判断した場合においても同様の措置をとることがあります。

## 5. 証拠金について

### 証拠金の事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とし、当社が定める金額「証拠金所要額」以上の預託をしていただきます。以下、「証拠金所要額」をご説明させていただきます。

### 証拠金所要額

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「証拠金所要額」と言います。「証拠金所要額」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてスパンを用いて計算された金額「維持証拠金」以上の額で決定することとされており、当社では「証拠金所要額」を「維持証拠金」と同額以上としています。なお、「維持証拠金」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「証拠金所要額」は常に一定の金額ではありません。

### 受入れ証拠金の総額

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、評価損益および当日の決済取引によって生じた売買差損益金（お客様が支払うこととなる手数料および消費税を含む）を加減し（益の場合は加算し、損の場合は減算します。）、差し引いた金額を「受入れ証拠金の総額」と言います。

※受入れ証拠金の総額 = 預り証拠金 ± 評価損益 ± 決済による売買損益金 -  
手数料（決済取引により生じるもので消費税を含む、以下、同じ）

※「受入れ証拠金の総額」は、取引画面上、「純資産額」と表記しており、以下、本ガイドでは「純資産額」といいます。

※評価損益は未決済建玉に関わる個々の建玉の値洗損益の合計額であり、当該未決済建玉を決済することによりお客様がお支払いになる手数料（仮手数料金額）は減算していません。

建玉を維持するためには、この「純資産」が「維持証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

※建玉を維持するために必要な状態 = 純資産 ≥ 維持証拠金

## 証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

～証拠金不足(総額の不足額と現金不足額)～

### ＜総額の不足額＞

「純資産」が「維持証拠金」を下回った場合、証拠金不足が生じることになります。このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

※総額の不足額 = 純資産 - 証拠金所要額の結果、マイナス表示になった場合、その額が「総額の不足額」になります。

### ＜現金不足額＞

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券で代用（充用）することができます。但し、預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた現金の決済による帳尻金および評価損益を加減した結果、マイナス表示となった場合、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」と言います。

※現金不足額 = 預り証拠金の現金 + 評価損益 + 帳尻の結果、マイナス表示になった場合、その額が「現金不足額」となり、新規注文ができなくなります。

### ＜証拠金不足額＞

証拠金不足の確定時間は、日中立会終了時の帳入値段をもって計算され、繰り越し処理終了をもって（おおよそ午後4時15分頃）確定します。

また、証拠金の不足額が生じた場合、当社は「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額を証拠金不足として請求します。

なお、当社では証拠金不足に係る請求を「委託証拠金不足額請求書」として取引画面上にて通知させていただきます。

商品相場の変動により建玉の値洗が悪化して評価損益がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「純資産」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。その他に、商品相場の状況により「維持証拠金」の見直しが行われた場合にも証拠金不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに証拠金不足額以上の現金をご入金ください。証拠金不足が期限までに解消されない場合は、未決済建玉の全部または一部をお客様の計算において決済させていただく場合があります。

なお、証拠金不足が生じた場合であっても、保有する建玉を決済し、売買損金や発生した不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

## 証拠金の預託方法

当社指定の以下の口座にお振込みください。

**みずほ銀行 小舟町支店(普通) 1319229**  
**振込先名: プレミアショウケンカブシキガイシャ**

## 証拠金の返還の時期および方法 (預り証拠金余剰額)

建玉を維持するために使用していない証拠金「預り証拠金余剰額」は商品先物取引口座から出金することができますが、預託した証拠金の現金額を超えて出金をすることはできません。

「預り証拠金余剰額」は、「純資産額」から「証拠金所要額」および「評価損益」(プラスの場合)を差し引いた金額となります。なお、当社では値洗益金の払い出し(出金)は行いません。

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合は、担当営業員にご連絡いただくか、もしくは取引システムにて出金依頼を行ってください。お客様から請求のあった日から4営業日以内に、ご返金いたします。

## 6. 手数料

当社は以下の徴収時期・方法により、所定の手数料をお客様の預り証拠金から差し引かせていただきます。

### ① 反対売買による決済の場合

決済注文が成立したときに、新規取引に係る手数料(消費税含む)と決済取引に係る手数料(消費税含む)を併せて徴収いたします。

### ② 受渡による決済を行った場合

受渡による決済が成立したときに、新規取引に係る手数料(消費税含む)と受渡による決済に係る手数料(消費税含む)を併せて徴収いたします。

## 7. 決済方法

建玉を決済する場合には、電話又は取引システムより行ってください。決済注文が成立した場合には、損益(売買損益金)が計算され、取引結果が利益の場合には、売買差益金から手数料を差し引いた金額を当営業日実現損益に計上し、日次繰越処理時に預り証拠金へ振替えます。取引結果が損失の場合には、売買差損金に手数料を加えた金額を当営業日実現損益に計上し、日次繰越処理時に預り証拠金から差し引きます。建玉を全て決済した場合に、預り証拠金が売買損金および手数料に不足するときは、当社の指定する日時までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

## 8. 契約終了の事由

以下の事由が発生した場合、当社の判断により、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・お客様から利用解除の申し出があった場合
- ・取引が12ヶ月以上ない場合
- ・法令諸規則、取引規程・約款等に違反した場合
- ・取引規程・約款等の変更に同意されない場合
- ・届出事項等に虚偽申告と判断した場合
- ・お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなった場合
- ・当社がお客様の本システムの利用を不適切と判断した場合
- ・本システムの運営を一時的に中止または廃止した場合
- ・反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があるとして当社が判断した場合
- ・疑わしい取引に該当する可能性があるとして当社が判断した場合
- ・社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合
- ・その他、お客様が不適格者であると当社が判断した場合

## 9. 租税の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。お客様が法人の場合、通常の法人税率として課税されます。また、手数料に対しては消費税等が課税されます。なお、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に、復興特別所得税が課税されます。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 10. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法第245条に基づき認可を受けている日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」(法第2条第22項第1号)の受託の取次ぎにあたり、お客様の注文を当社が受注する対面取引の方法、もしくはインターネットを利用した電子取引の方法により行います。当社は株式会社東京商品取引所の取次者であり、お客様から委託を受けた注文を取次先会社(受託取引参加者)を介して商品取引所において執行します。



## 11. 当社の概要

商号等	プレミア証券株式会社（英文社名 Premiere Securities Co.,Ltd.） 代表取締役社長 三日市 理 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第162号 商品先物取引業者：農林水産省指令26食産第1371号 経済産業省平成26・06・06商第12号
所在地	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階
設立	2005年1月17日
資本金	3億8,549万円
業務内容	金融商品取引業、商品先物取引業
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会
連絡先	電話番号（代）03-5652-3801
指定紛争解決機関	【商品先物取引に係るもの】 日本商品先物取引協会 相談センター 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 電話番号：03-3664-6243 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日等を除く）

### 【取次先概要】

商号等	フィリップ証券株式会社（英文社名 Phillip Securities Japan,Ltd.） 代表取締役社長 下山 均
所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4-2
設立	1944年4月
資本金	9億5,015万円
業務内容	金融商品取引業、商品先物取引業
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会

### お問い合わせについて

商品先物取引に関してご不明な点があった場合には、担当営業員、もしくは当社業務部までお問い合わせください。

プレミア証券株式会社 <http://www.premiere-sec.co.jp/>

電話 03-5652-3801 業務部

受付時間 8:30～17:30（土日、祝祭日を除く）

日本商品先物取引協会では「相談センター」を設置し、会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。

日本商品先物取引協会「相談センター」 <https://www.nisshokyo.or.jp/index.html>

電話 03-3664-6243

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土日、祝祭日を除く）



## 12. 個人情報の収集および利用目的

当社は、お客様の個人情報を不正な手段で収集することはありません。お客様の個人情報を収集する際には、本書面の末尾および当社ホームページへ掲載等の適切な手段によって、利用目的を公表した上で収集することとします。

## 13. 当社の自己の計算による商品先物

当社は、自己の計算で国内の商品先物取引市場において売買を行うことがあります。当社が行っている売買は、当社独自の判断で行っておりますが、お客様の取引と当社の取引が結果として利益相反関係になることがあります。

## 14. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、いわば、お客様が商品先物取引において<u>損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されることのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
売買報告書及び 売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに作成され取引画面上に掲載している書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切の別、売付・買付の別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月発行する書類で、作成日現在の証拠金所要額（当社委託者証拠金）、建玉の状況、純資産（受入証拠金の総額）、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、相違の有無についてご回答ください。ご回答がない場合には、内容について相違</p>

	<p>がなかったものとして取扱います。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、速やかに発行いたします。</p>
SPAN® (スパン)	<p>SPAN®とは、シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN®証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体 (ポートフォリオ) から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、株式会社日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値 (変数) を決定し、それを使用して当社がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で証拠金所要額を定めることとしています。</p>
限 月	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月 (げんげつ) と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日 (納会日) までに、取引を終了 (決済) する必要があります。</p>
差金決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を) 仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。</p>
現物の受渡しによる決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行うことをいいます。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を当社に預ける必要があります。商品先物取引業者によっては、現物の受渡しによる決済を行っていない場合もあります。</p>
日本商品先物取引協会	<p>日本商品先物取引協会 (日商協) は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等 (お客様) の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、商品先物取引業者の営業員である外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p>
日本商品委託者保護基金	<p>日本商品委託者保護基金 (保護基金) は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者資産の保全に対する業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、株式会社日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての保全措置状況を監視する役割を担っています。また、当社が不測の事態 (弁済事故) に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>
株式会社日本商品清算機構 (JCCH)	<p>株式会社日本商品清算機構 (JCCH) は「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われる取引を対象として、清算業務を行っています。</p>

## 取引要綱（取扱銘柄一覧）

2017年3月21日現在

銘柄	取引単位（*1）	倍率	呼値（*2）	呼値の単位	〇〇円値動きしたときの売買差損益
金	1kg	1,000倍	1g	1円	10円⇒10×1,000=10,000円
金（ミニ）	100g	100倍	1g	1円	10円⇒10×100=1,000円
金（限日）	100g	100倍	1g	1円	10円⇒10×100=1,000円
銀	10kg	10,000倍	1g	10銭	1円⇒1×10,000=10,000円
白金	500g	500倍	1g	1円	10円⇒10×500=5,000円
白金ミニ	100g	100倍	1g	1円	10円⇒10×100=1,000円
白金（限日）	100g	100倍	1g	1円	10円⇒10×100=1,000円
パラジウム	500g	500倍	1g	1円	10円⇒10×500=5,000円
ガソリン	50kℓ	50倍	1kℓ	10円	100円⇒100×50=5,000円
灯油	50kℓ	50倍	1kℓ	10円	100円⇒100×50=5,000円
原油	50kℓ	50倍	1kℓ	10円	100円⇒100×50=5,000円
ゴム	5t	5,000倍	1kg	10銭	1円⇒1×5,000=5,000円
とうもろこし	50t	50倍	1t	10円	100円⇒100×50=5,000円
一般大豆	25t	25倍	1t	10円	1,000円⇒1,000×25=25,000円
小豆	80袋（2400kg）	80倍	1袋（30kg）	10円	100円⇒100×80=8,000円

（\*1）：取引所で取引を行う場合の売買1枚当たりの数量をいいます。

（\*2）：値段を約定させる際、取引銘柄の値決めを行う際に動く最小の単位のことをいいます。その単位についての値段の刻み幅のことを「呼値の単位」といいます。

◎損益計算例 ※計算例の損益に売買手数料は考慮されておりません。

### 「買い」から取引を始めた場合

（上昇例）値上がりを期待して、金を4,000円/gで10枚買い、価格が上昇して4,300円/gで転売した。 $(4,300円 - 4,000円) \times 1000倍 \times 10枚 = 300万円$ の利益

（下落例）値上がりを期待して、金を4,000円/gで10枚買い、価格が下落して3,800円/gで転売した。 $(3,800円 - 4,000円) \times 1000倍 \times 10枚 = 200万円$ の損失

### 「売り」から取引を始めた場合

（上昇例）値下がり期待して、金を4,000円/gで10枚売り、価格が上昇して4,300円/gで買戻した。 $(4,000円 - 4,300円) \times 1000倍 \times 10枚 = 300万円$ の損失

（下落例）値下がり期待して、金を4,000円/gで10枚売り、価格が下落して3,800円/gで買戻した。 $(4,000円 - 3,800円) \times 1000倍 \times 10枚 = 200万円$ の利益

平成 17 年 9 月 15 日制定  
平成 28 年 3 月 7 日改訂  
プレミア証券株式会社

## 勧誘方針

当社は、金融商品の販売等に関する法律、商品先物取引法、その他法令諸規則等に則り、金融商品及び商品先物取引の勧誘に際して、次の事項を遵守し、お客様本位に徹した「誠実」「公正」な姿勢で勧誘を行います。

1. 当社は、お客様の知識、経験、財産の状況及び投資目的等のお伺いいたしました事項を総合的に勘案し、適切な勧誘・アドバイスに努めます。
2. 当社は、金融商品及び商品先物取引の内容やリスクの内容等の十分且つ正確なご説明を行うことに努めます。
3. 当社は、「法令」・「諸規則」を遵守することはもちろん、合理的な根拠に基づき勧誘を行うように努めます。
4. 当社は、訪問や電話による勧誘・アドバイスは、お客様のご迷惑となる時間帯、場所、方法について十分に配慮いたします。
5. 当社は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引頂けるよう、適切な情報提供に努めます。
6. お客様に適正な勧誘・アドバイスを行うため、社内教育・研修の充実に努めます。
7. 口頭での説明はもちろんのこと、プレミア証券ホームページ上においても、お客様にとってわかりやすい適切な表示・ご案内を行うよう努めます。

お客様からの苦情・お問い合わせ及びご不明な点がございましたら、下記までご遠慮なくご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

プレミア証券株式会社 業務部

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目 39 番 5 号

☎ 03-5652-3801(代表) FAX 03-5652-3808

## 個人情報保護宣言

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

### 1. 関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

### 2. 利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法律等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

### 3. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

### 4. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適切な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

### 5. 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

### 6. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。

#### 【担当窓口】

コンプライアンス部 個人情報担当者

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目39番5号 水天宮北辰ビル9階  
電話番号:03-5652-3801 (受付時間:午前9時から午後5時まで)  
Eメール:info@premiere-sec.co.jp

## お客様の個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。なお、人権、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に、利用いたしません。

### 1. 事業内容

当社は、個人情報を次の事業の用に供するため収集、保有、利用いたします。

- (1)金融商品取引業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等)及び金融商品取引業務に付随する業務
- (2)商品先物取引業務(商品先物等の委託の取次ぎ業務)及び商品先物取引業務に付随する業務
- (3)保険募集業務等、法律により金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- (4)その他金融商品取引業者及び商品先物取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

### 2. 利用目的

当社は、お客様よりお預かりしている個人情報について、以下の目的に特定して利用いたします。

- (1)当社の提供する商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (2)当社又は関連会社、提携会社に商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (3)適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- (4)お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- (5)お客様に対し、取引の結果、預り残高等の報告を行うため
- (6)お客様との取引に関する事務を行うため
- (7)お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (8)市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究・開発のため
- (9)他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、当該業務を適切に遂行するため
- (10)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (11)前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引・商品先物取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引・商品先物取引に関する法定書類の作成・届出事務」に限り利用いたします。

## プレミア証券株式会社

代表取締役社長 三日市 理

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

電話 : 03-5652-3801

E-mail : [info@premiere-sec.co.jp](mailto:info@premiere-sec.co.jp)

(20170615)

---